

安心して農地の貸し借りをしませんか

(県) 農地中間管理事業・(町) 農地銀行事業の申し込み

農地を安心して貸し借りのできる制度をご紹介します。

新たに農地を「貸したい」、「借りたい」とお考えの方に対し、利用権設定事業(農地貸借)の受付をおこないます。農地を所有しているが、耕作できない方(出し手)や規模拡大を求める農業者(受け手)は、この制度を利用して遊休農地発生防止・解消のためご検討をお願いします。

なお、当事業は農地の出し手・受け手双方の合意のもと契約が成立します。相手先が見つからず不調となるときがあること予めご了承願います。

事業の特色

- ・契約書による貸借です。
- ・期間満了時、農地は確実に返却されます。(離作料は不要)
- ・継続手続により繰り返し貸借が可能です。
- ・原則、契約の変更はできません。万一、利用権設定期間中に解除するときは、出し手と受け手が協議し、双方合意のもとで解約の手続きが必要となります。

1. 締切 7月30日(金)まで
2. 契約日 令和3年10月1日(金)
3. 対象 市街化調整区域内の農地(市街化区域内農地は対象外)
4. 期間 中間管理事業10年間、農地銀行事業3年間
5. 備考 中間管理事業の受け手は「受け手登録」が必要となります。

問い合わせ先 産業建設課(農業委員会) TEL 377-5658



申請書等への押印を一部廃止します

町では、町民の皆さんの負担軽減を図るため、押印の見直しを行い、7月1日から町が独自に押印を求めている申請書や届出書等のうち、約8割の手続きについて押印を廃止します。

※窓口で証明書等を請求される際は、現行どおり本人確認が必要となりますので、本人確認書類の提示にご協力をお願いします。

※各種手続きにおける押印の可否については、各担当課へお問い合わせください。

問い合わせ先 総務課 TEL 377-5651

ま ち の 話 題

寄付

三重北農業協同組合 様 5,760円

かぶせ茶(ペットボトル)の朝日町での売上金の一部を社会福祉協議会にご寄付いただきました。

ご厚意ありがとうございます。

叙勲 瑞宝双光章

後藤 崇 (ごとう たかし) 氏

後藤氏は、平成14年から現在まで選挙管理委員会委員として、また、平成18年からは委員長として多年にわたり選挙の管理執行に精励し、選挙制度の研究及び普及等に貢献された功績と、就業を通じて、卓越した知識をもって技能向上並びに後継者育成に努められたことにより、去る5月10日瑞宝双光章を受章されました。

